

カンボジア王国における持続可能な水供給に関する 日本国厚生労働省と カンボジア王国工業科学技術革新省の間の 協力覚書 (仮訳)

本協力覚書（以下、覚書という。）は、カンボジア王国（以下、カンボジアという。）における人々の公衆衛生の向上のための普遍的で持続可能な水供給の促進に係る協力活動に関する次の点について、日本国厚生労働省とカンボジア王国工業科学技術革新省（以下、双方という。）の間の共通認識を構成する。

1. 協力の原則

双方は、カンボジアにおける持続可能な水供給を達成するため、人々への安全な水供給の普及について努めてきた。双方は、相互の信頼関係に基づき、カンボジア王国政府の国家戦略開発計画に設定した水道分野の目標に基づいた、安全かつ低廉な水供給の自立的な発展を監督することを目的として、以下の活動を実施する。

- i. 日本国厚生労働省は、カンボジアにおける適切かつ平等な水供給の普及を促進・加速するため、日本において普遍的で持続可能な水道の普及に貢献した経験及び技術を提供する。
- ii. 双方は、カンボジア王国政府の目標とカンボジアにおける持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、日本の官民の水道分野に関する知見や技術を、本覚書に基づく双方の協力活動に活用する。
- iii. 本覚書に基づく協力活動を実施する範囲については、カンボジアの全州のうち、カンボジア王国政府の基準に沿った都市部を優先する。
- iv. 上記(iii)に加えて、双方はまた、カンボジア全土の都市水道が整備された地域及び都市水道の整備の可能性がある地域において、本覚書に基づく協力活動を実施する範囲とする。

2. 実施

本覚書に基づく全ての活動は、両国の法令、規則及び基準に従って実施される。これらの活動は、人材、財源、その他の資源の範囲内で実施される。

本覚書に基づく活動は、カンボジアにおける水供給サービスの強化における国際協力に関し、これまでに実績を持つ日本国北九州市の協力により、本覚書の署名後に実施する。

本覚書の実施に関する見解の相違については、双方の話し合いにより友好的に解決

する。

3. 期間

本覚書に基づく協力は、双方の署名により開始され、5年間継続する。

4. 修正

本覚書は、双方の共通した認識により修正することができる。

5. 言語

本覚書は、英語により2通の原本に署名された。

田村 憲久
日本国厚生労働大臣

チャン・プラシッド
カンボジア王国上級大臣
工業科学技術革新大臣

日付:

日付:
